各指定管理者の長 様

県土整備部まちづくり局公園緑地課長

# 国の緊急事態宣言発令を踏まえた都市公園における 新型コロナウイルス感染症対策について

新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の発令を受け、令和2年4月7日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が別添のとおり策定されましたので、お知らせします。

本方針を踏まえ、下記のとおりご対応をお願いします。 なお、4月3日付け事務連絡については廃止します。

記

### 1 対応期間

当面、5月6日(水)までの間

### 2 対応内容

## (1) イベント等

集団感染のリスクが懸念され、人の密集が生じることなどから、原則として次のとおり対応。

- ・指定管理者が主催するイベント等については、中止又は延期。
- ・上記以外の者が主催するイベント等については、中止又は延期を要請。開催する場合は、感染予防措置の徹底、密閉空間・密集場所・密集場面の「3つの条件」の回避などの対応を要請。

## (2) 設置管理許可又は収益事業により運営している施設

#### ① レストラン、売店等

来客及び従業員に対する感染防止措置の徹底、密閉空間・密集場所・密集場面の「3つの条件」の回避などの対応を行った上で、営業を継続することは可。但し、 酒類のテイクアウト及び自動販売機での酒類の販売は不可。

## ② 上記①以外の施設

屋内施設については、自粛を要請(屋外施設の利用は可)。開館する場合は、感染予防措置の徹底、密閉空間・密集場所・密集場面の「3つの条件」の回避などの対応を要請。

## (3) 上記(2)以外の施設

屋内施設については、原則として休館(屋外施設の利用は可)。

### (4) 露店等(移動販売含む)

許可申請は受け付けない(5月7日(木)以降の許可分を含む)。

### (5) 一般客への対応

- ・園内で飲酒しないよう要請(来園及び食事は妨げない)。
- ・花見については、グループ同士の間隔が密にならないよう、一定の間隔で宴会ポイントに目印を設けるほか、必要に応じ口頭による誘導を実施。